

池田市子ども条例

(平成17年4月1日施行)

池田市子ども条例は、その前文の中で「他の施策に比して次世代育成施策には未だ立ち遅れの感があること。」そして、「このような状況において、住民に身近な行政を担う先端自治体として、政府に先駆けて具体的な次世代育成施策の在り方を示すことには極めて大きな意義がある。」ことを謳い、本市における次世代育成の基本理念を明らかにするとともに、未来に夢や希望が持てるまちとなることをめざし、制定しました。

(令和6年6月24日改正)

近年の児童虐待等子どもの権利が軽んじられる事案が多発していることや、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり「こども基本法」が令和5年4月に施行されたこと、同法内で策定規定が決定され同年12月に「こども大綱」が閣議決定されたなどを背景に、内容を勘案し同条例を改正しました。

◇こども基本法について…

令和5年4月の「こども家庭庁」発足と同時に施行された、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法。児童の権利に関する条約において最も大切とされている「4つの原則(「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「子どもの最善の利益」)」や、こども施策へのこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、こども計画策定の努力義務などが規定されるとともに、政府に対して、少子化対策、子どもの貧困対策など、これまで別々に策定されていた施策を一元化させた「こども大綱」の策定が規定された。

◇こども大綱について…

日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、基本方針の1つ目に子どもの権利の保障が掲げられた。

主な改正概要	関係条項
・「子どもの権利」を定義 ・「子どもの権利」の主体は子どもであることを明確化 ・児童の権利に関する条約の4原則に相当する事項の規定	第3条
・こども施策を策定・実施・評価する際には、対象となる子ども、保護者その他関係者の意見を聴取し反映させるための措置を講ずることを規定	第9条
・こども基本法に依拠した市町村こども計画と、その他法令に依拠した子どもに関する計画を一体的に策定することを規定	第16条

基本理念(3条)

- ・ 子どもの権利として、大人と同様にひとりの人間としての権利及び成長過程において保護され、かつ、配慮される権利を子どもが有し、子どもがその権利の主体であることを認識した上で、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、次に掲げる事項を大切にしておき、取り組むこと。

(差別の禁止)

人種や国籍、性別などに関係なく基本的権利が尊重され、どのような差別的扱いも受けることがないこと。

(生存や発達への支援)

命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。

(意見の尊重)

自分に関係する全てのことに就いて自由に意見を出すことができ、年齢や発達に応じてその意見が十分に考慮されること。

(最善の利益の優先)

あらゆる活動において、子どもにとって最も良いことが優先して考えられること。

- ・ 保護者、地域住民等、学校等、事業者と市が、連携及び協力の下で取り組むこと。
- ・ あらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

責務(4～8条)

保護者の責務

- ・ 子どもを育てる第一義的責任を自覚し、家庭が生活習慣や社会的きまりを身に付ける場であることや安らぎ、くつろげる場であることを認識し、子どもが健やかで豊かな人間性を育む家庭づくりに努めましょう。
- ・ 子どもに教育を受けさせる義務があることを自覚し、集団生活を通して子どもの社会性が育まれることを認識し、地域社会や学校等との連携に努めましょう。

地域住民等の責務

- ・ 地域社会が子どもの豊かな人間性を育む場であることや社会的きまりを守り、社会の一員としての役割を自覚するための場でもあることを認識し、子どもの健全な育成や環境づくりに取り組みましょう。
- ・ 子育てに関する知識や経験の提供、地域社会による見守りなど、保護者に対する支援や子育ての補完の機能を発揮しましょう。

学校等(学校、幼稚園、保育所など)の責務

- ・ 集団生活を通して、社会性、基礎学力、自ら学び、考える力など、生きる力を子どもが身に付ける場としての機能を発揮しましょう。
- ・ 地域におけるつながりの拠点のひとつとして、積極的に場を提供しましょう。

事業者の責務

- ・ 事業活動が子どもの育成や社会に与える影響を自覚し、安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮しましょう。
- ・ 事業所で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めるよう配慮し、地域住民等や学校等が行う子どもの育成に関する活動に協力しましょう。

市の責務

- ・ 子どもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に努めます。
- ・ 保護者、地域住民等及び学校等の責務が全うされるよう、あらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を積極的に行います。

市の施策(9~15条)

基本目標

子どもの育成について、5つの基本目標を定めています。

- (1) 子どもの権利を守る環境づくり
- (2) 子育て・親育ちを応援する環境づくり
- (3) 子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり
- (4) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり
- (5) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

また、本市独自の施策として、保護者が生み育てる子どもの数や発育段階、家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援を行います。

意見の聴取・反映

子どもの育成に係る市の施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じます。

子ども・子育て家庭への支援

- (1) 幼保一体化を進め、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的提供
- (2) 家庭における養育支援の充実
- (3) 延長保育、預かり保育、一時預かりなど
- (4) 子育てに関する地域のネットワークづくり
- (5) 子育てに関するNPO、地域ボランティア等による子どもの健全育成の支援
- (6) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援、障害児施策の充実など

子どもや母親の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保のための母子保健施策等の充実、乳幼児期からの望ましい食習慣に関する情報提供、小児医療の充実、思春期保健対策など

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親を育むため、家庭や子育ての意義についての啓発等に努めるとともに、学校等の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進など

子育てをしやすい生活環境の整備

子育てを担う世代に良質な住宅確保の情報提供等を行うとともに、安全な道路交通環境の整備及び公共施設等のバリアフリー化など

子育てと仕事の両立の推進

家庭生活との均衡のとれた働き方等の啓発や支援を行うとともに、放課後児童健全育成事業やファミリーサポートセンター事業の充実など

関係機関と連携した子どもの安全確保

子どもを交通事故、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害から未然に守る活動を推進するとともに、被害に遭った子どもを支援するためのカウンセリング及び保護者に対する助言を行うなど

推進体制(第16・17条)

計画

こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画その他法令の規定により策定する子どもに関する計画を一体として策定します。

池田市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べたり必要な措置を講じるよう勧告します。

安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会の実現